

## 仕 様 書

### 1 案件名称

参議院議員通常選挙にかかる投票管理者等用弁当の買入

### 2 数量

#### 【期日前期間】

弁当（昼食） のべ96食（1日3人×16日×2箇所）

弁当（夕食） のべ96食（1日3人×16日×2箇所）

#### 【当日】

弁当（昼食） 119食

弁当（夕食） 119食

### 3 規格等

昼食、夕食共に肉類、魚類、野菜等の総菜をバランス良く配置した弁当とすること。

健康面に配慮し、揚げ物の総菜や塩分濃度の高い総菜に偏ったりすることのない弁当とすること。

### 4 容器・包装

ポリプロピレン容器袋入り箸付き・化粧紙包装輪ゴムとめ

（ただし、規格の変更等が生じた際に容器の変更も伴う場合は、事業担当の承諾を得ること。）

### 5 作製時間・食品衛生

作製は納品時間の3時間以内とし、消費期限を包装に明記すること。また、新鮮な材料を使用し、衛生管理に注意すること。

### 6 契約期間

契約締結日～令和7年7月31日（木）

※ただし、納品は「7 納品日時」で指定した日時に行うこと。

### 7 納品日時

#### 【期日前期間】

参議院議員通常選挙公示日の翌日から選挙期日前日まで

・昼食：午前11時～正午までの間に納入を完了すること。

・夕食：午後4時00分～午後5時00分までの間に納入を完了すること。

#### 【当日】

選挙期日

・昼食：午前9時30分～午前11時00分までの間に納入を完了すること。

・夕食：午後2時30分～午後4時00分までの間に納入を完了すること。

※公示日令和7年7月3日、選挙期日令和7年7月20日と想定した場合

⇒【期日前期間】令和7年7月4日（金）～令和7年7月19日（土）

【当日】令和7年7月20日（日）

## 8 納品場所

### 【期日前期間】

各所各回3食ずつ納品すること

(1) 大阪市住之江区御崎3-1-17

大阪市住之江区役所2階（大阪市住之江区選挙管理委員会事務局）

(2) 大阪市住之江区南港中2-1-99 南港ポートタウン管理センター1階

### 【当日】

住之江区役所及び住之江区内17投票所（別紙のとおり）

## 9 作製にかかる事前確認

受託者は作製に先立ち、事業担当に作製しようとする弁当について、「3 規格等」を踏まえて見本（写真等でも可とする。）を提出し、「11 事業担当」の承諾を得ること。（変更等があれば責任をもって行うこと。）なお、見本の作製・提出に要する費用は受注者の負担とすること。

## 10 特記事項

- ・本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・納品物に不良品があった場合は、新品と交換すること。
- ・納品に際しては建物及びそれに付随する設備等を損傷することのないよう、十分な措置を講じること。万一、損傷を与えた場合は受注者において完全に修復すること。
- ・納品にあたっては、事前に事業担当者と連絡調整を行い、「7 納品日時」で示した時間内に、「8 納品場所」で示した場所に確実に配達を完了すること。
- ・納品時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。
- ・業者決定後、単価明細を速やかに事業担当へ提出すること。
- ・南港ポートタウン内の自動車等の通行については、通行許可証が必要であるため、納品日時にあわせて、事前に許可申請を行っておくこと。
- ・納品書は「11 事業担当」へ提出すること。
- ・契約金額には、配達料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- ・不測の事態により、本業務の履行が不可能となった場合、本市側との協議に応じること。

## 11 事業担当

大阪市住之江区役所総務課（大阪市住之江区選挙管理委員会事務局）

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

電話 06-6682-9626 担当：渡辺・佐藤

投票所	投票所施設名	所在地	納品数 (昼食)	納品数 (夕食)
	住之江区役所	御崎3丁目1番17号	2	2
安立	安立小学校(講堂)	住之江1丁目4番29号	7	7
安立南	安立第2福祉会館	西住之江2丁目16番4号	7	7
敷津浦	敷津浦小学校 (多目的ホール)	北島2丁目9番22号	7	7
住之江	住之江小学校 (講堂兼体育館)	御崎4丁目6番43号	7	7
清江	清江小学校(講堂)	御崎5丁目7番18号	7	7
新北島	新北島小学校(講堂)	新北島6丁目2番56号	7	7
平林	平林小学校(講堂)	平林南2丁目6番48号	7	7
南港	都市再生機構南港前団地 (1号棟集会所)	南港東1丁目6番1号	7	7
南港緑	南港ポートタウンサービスコーナー (南港ポートタウン管理センター1 階仮設)	南港中2丁目1番99番	7	7
南港渚	咲州みなみ中高一貫校 (体育館)	南港中3丁目5番14号	7	7
南港光	南港光小学校 (講堂兼体育館)	南港中4丁目4番22号	7	7
南港桜	南港桜小学校(講堂)	南港中5丁目2番48号	7	7
住吉川	住吉川小学校(講堂)	西加賀屋4丁目1番4号	7	7
加賀屋	加賀屋小学校(講堂)	北加賀屋2丁目5番26号	7	7
加賀屋東	加賀屋東小学校(講堂)	東加賀屋1丁目6番25号	7	7
西粉浜	住吉第一中学校 (講堂兼体育館)	粉浜西1丁目5番11号	6	6
粉浜	粉浜小学校(講堂)	粉浜2丁目6番6号	6	6
合 計			119	119

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。  
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車  
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪府条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6682-9625）に報告しなければならない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること